

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 <条文省略> 第2条(目的) 1.~66. <条文省略> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> 67. 前各号に付帯する業務	第1条 <現行通り> 第2条(目的) 1.~66. <現行通り> 67. <u>防犯、防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの開発、製造、販売並びに輸入業。</u> 68. <u>コンピューター、工作機械、計量・計測機械、電気通信機器、産業用電気機械機器、家庭用電気機械器具及び周辺機器の開発、製造、販売並びに輸出入業。</u> 69. <u>精密機械の販売。</u> 70. <u>前各号に関わるコンピューターのソフトウェアの開発、販売並びに輸出入業。</u> 71. <u>電気工事、消防施設工事及び電気通信機器工事の請負。</u> 72. <u>インターネット、その他の通信を利用した通信販売業。</u> 73. <u>デジタルサイネージ、デジタル表示機器の製造、販売並びに輸出入業。</u> 74. <u>コンピュータ等情報機器のシステム設計並びにソフトウェアの開発及び販売。</u> 75. <u>クラウド型情報処理システムの開発、販売並びに運営。</u> 76. <u>前各号の機械器具の保守。</u> 77. <u>前各号に付帯する一切の業務。</u>

以 上